

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第6号（2007年5月18日）

= 5月8日 第2回口答弁論 =
わずか半年で
開示せざるを得ない文書を
何故不開示にしたのか

目次	
第2回口頭弁論 報告	...1
「訴えの変更申立書」【要旨】	...2-3
口頭弁論後の報告集会から	...4-6
韓国だより・聯合ニュースから	...7
事務局だより	...8

国家損害賠償を追加請求

第2回口答弁論は、5月8日（火）10時50分から11時まで、東京地裁7階713号法廷で開かれ、その後の報告集会は11時20分から弁護士会館12階1207号で開催されました。原告、被告双方から裁判所に提出した準備書面と、裁判所が原告、被告双方に対して次回公判までに求めた釈明内容は次の通りです。

原告ら訴訟代理人が提出した書類

- 準備書面（1） = 日韓会談概観
- 訴えの変更申立書 = 損害賠償請求
- 証拠説明書（2） = 異議申立書

被告国指定代理人が提出した書類

- 準備書面（1） = 異議申立書、決定書の
謄本送付について、3月28日行政文書の
開示請求に対する決定について（通知）
- 答申書（審査会）17.7.26、14.8.26

裁判所が次回公判までに求めた釈明内容

原告側に対して 変更申立ての損害賠償請求は行政訴訟法によるものか、民事訴訟法によるものか釈明すること

被告側に対して 本来行政文書は請求の日から30日以内に出すことになっているが平成20年までとしている。何故そんなに時間がかかるのか、具体的に根拠を示して釈明すること

第3回口頭弁論 7月10日（火）10：40
東京地裁 7階713号法廷

傍聴への参加をお願いします

報告集会 11：00～12：30 弁護士会館（閉廷後に移動します）

第4次会談議事録 部分開示からの流れ

2006年

8.17 外務省、部分開示決定

10.2 異議申立書提出

日本政府作成・公文書65枚のうちの墨塗り部分はすでに韓国で公開されている。「交渉上不利益を被るおそれ」はないとの審査会の判断を得る必要がある

12.18 部分開示は情報公開法に違反するとして東京地方裁判所に提訴

2007年

3.28 外務省、前年8.17の部分開示決定を全面開示すると通知

訴えの変更申立書(要旨)

第1 追加的請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、1人当たり金1万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする との判決を求める。

第2 追加的請求の原因

- 1 原告らの開示請求と処分庁の対応及び一部不開示決定処分 【省略】
- 2 原告らの処分庁に対する異議申立 【省略】
- 3 本件処分の違法性

(1) 3月28日決定は、その理由を、以下のとおり掲げている。

「原決定について再度検討した結果、以下の結論に至ったものである。原決定において不開示とした部分については、これを公にしたとしても、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるとまでは言えず、法5条3号の不開示情報には該当せず、開示しても差し支えないと判断するに至った。」

そして、4月2日、本件文書が全面開示された(甲8の1ないし13)。

(2) 本件処分は違法である。すなわち、本件処分の一部不開示となった部分は、次のようなものであって、処分庁の決定書のごとく「再度検討」するまでもなく、一見するだけで、「公にしたとしても他国との交渉上不利益を被るおそれ」はないことが明らかである。

以下、3月28日決定で全面開示された甲8号証と、本件処分により一部不開示とされた甲4号証とを対比して、不開示とされた部分にいかなる内容が記載されていたのかを示す。なお、甲8号証において、線で囲った部分が、本件処分時には不開示とされながら、3月28日決定で開示された部分である。【以下、アないしスは、省略】

(3) 上記アないしスの不開示とされていた部分は、韓国側で全面開示された会議録のとおり、いずれも、会議の出席者氏名、会議で使用する言語、議事録の作成方法、プレス・リリースの方法、設置する委員会に関する

やりとり、次回会議の日程調整であって、実質的な中身の議論はなされておらず、本件文書の開示によって、交渉上不利益を被るおそれは全くない。

特に、着目すべきであるのは、別添に付されている英文の概要会議録である。英文の概要会議録は、両国で決定した起草の手續にしたがって（甲8の2）日本と韓国両国の会議録起草担当者が起草したうえイニシャルを付し、両国の主席代表がこれを確認している。すなわち、日本と韓国の会議録起草担当者は、一緒に起草する手續を採っていることがうかがわれ、また、両国代表がこれを確認し、了承しているのであるから、概要会議録はすべて、日本と韓国において、同じ文書が保有されていると考えられる。したがって、すでに、韓国において日韓会談の文書が全面公開されている以上、両国の起草担当者がイニシャルを付し、両国の代表が確認した概要会議録を不開示とする理由は見出せない。

(4) 以上のとおり、本件文書には、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」情報は記載されておらず、本件文書を不開示とした処分庁の本件処分は違法であったし、本件文書が、情報公開法5条3号に該当しないことは、その記載から一見して明らかであった。それにもかかわらず、処分庁は、故意または少なくとも過失により、本件文書を一部不開示としたのである。

(5) 原告らは、本件文書の開示請求時点において、情報公開法の手續にしたがって、適時に情報を開示される権利を有していたにもかかわらず、これを侵害され、精神的な苦痛を被った。その損害は、原告ら各人少なくとも金1万円をくだらない。したがって、原告らは、処分庁に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損賠賠償請求をする権利がある。

4 よって、原告らは、追加的請求の趣旨のとおり、被告に対する損害賠償請求を、頭書事件に追加的に併合して、訴えを変更する。

以上

第 2 回口頭弁論後の 報告集会から

日 時 2007 年 5 月 8 日 (火) 11 : 20 ~ 12 : 15
会 場 弁護士会館 12 階 1207 号室
参加者 30 名

(記録、事務局)

東澤靖弁護士

前回に引き続き、今回もご参加いただきまして有難うございました。前回から今回までの間にいろんなことがありまして、そのいろんなことの上になって、今日、裁判所で、ちょっと難しい法律用語が入っていたと思いますので、説明いたします。

前回から今回の間にあったということは、みなさんご存知のように、3月28日に不開示とされていた部分が、全部開示されたということです。

これは裁判の手続きではなくて、かつて外務省が開示としたことに対して異議申し立てをした、そのことに対して全部開示したということです。

原告側として裁判所に提出した書面は、提示されたということで、どういう扱いになるかという点と、もう1つは、そもそも日韓会談というものは、どういうものだったかというものを魚住弁護士に作っていただいて、裁判所に出しました。

そうしているうちに国側から反論の書面がきまして、その内容というのは文書を開示してしまったのだから、訴えというのは成り立たない、それから、隠していたのはそれなりに理由があって、1つは竹島問題、朝鮮民主主義人民共和国との交渉の問題があって、そういうこれからの外交上の問題があるから開示できないといっている。

お手元に資料〔訴えの変更申立書(要旨)〕がいてありますが、国家賠償というのを付け加えた訴えを起こしました。

これは何故かといえば、半年も経てば開示せざるを得ないような文書を、わざわざ不開示、黒塗りにしたというのが如何にバカバカしいか。黒塗りにした部分を見ると、大した中味が無い、例えば誰が出席したとか、どういった挨拶があったとか、そういった文書なのです。こういったことをわざわざ隠すというのは、一体何なのだ、われわれ日韓両市民は多大な苦勞を被っているのだということで、賠償を払え、原告に対して1人1万円、今後もしそういうことがある度に出していくとすると、印紙代のこともあるので1万円にした。

一方、裁判所の方から、次回に向けて、お互いに訴えの変更をどういう形で、法律的にやるのか、という宿題をもらいました。また国側は平成20年までに出すといっているが、具体的に何故そんなに時間がかかるのか、30日以内に開示しなければならないのに。それを明らかにしなければならない。

小町谷育子弁護士

情報公開訴訟については、こういうことは今までにも何回かあったのです。ということは、一般的にどういうふうに対応するかということです。このように前の決定を取消して処分するということは、訴える理由が無い、ということは争いが無いということなので、第4次会談の部分については、このままいくと最後の裁判の時には「訴えを却下する」という主文になるのです。つまり、負けたということになるのです。

取り下げるということは、裁判所は請求そのことがあったという判断をしないことになる。国が途中で開示したということが、すべて消え失せてしまう。それは良くない、それは不当だということにすれば、それには、どのような争い方があるかということです。実際に請求しているものに対する主張ではないから、そのまま維持して、それはおかしいと述べるのが一つです。

裁判所はそれに対して、真剣に取り上げないと思うので、国家賠償という形で請求すれば、裁判所も真剣に判断せざるを得ないだろうと思うのです。

今回その国家賠償請求をするということは決まったのですが、請求したものを維持するかしないかについては、弁護団の方でも議論がありまして、それを結論付けないまま訴えを出したものですから、裁判所の方から釈明を求められました。それは行政訴訟法に基づくものなのか、民事訴訟法に基づくものなのかによって、訴えが相当変わってきますので、明らかにしてください、ということを経験の方から言われました。

今後もどんどん出されてくるので、それを国家賠償でやっていくかどうか、今後また相談しながらやっていきます。

被告の準備書面の内容には、開示の部分については何も云っていない。不開示の部分については、韓国との問題、竹島問題が会談に入っているの、その部分を出していくことはどうか、また、朝鮮人民共和国との関係国交正常化交渉を前に、請求権を含めて「手の内を見せてしまうので、見せられない部分があるだろう」と言っている。

弁護団の方では、今まで韓国で全面公開された部分と、外務省が保有している文書はほぼ同一なのだと云っていたが、外務省は、いや違うものが入っている、その違うものというのを推定すると、内部で検討した文書、会談が終わったあとで次の会談までにどのようなことをしておくかというような文書がある、それをどのようにしていくかということが、多分あると思われる。

また、開示が遅くなった理由というのは、内容など不開示部分が含まれているということ以外に、この案件を扱っている北東アジア課というところには、19人しかいなくて業務繁忙である。今後、こちらではどういう文書があるのかというものをリストにして、訴えていくこともあると、個人的には思っている。

司会

ここで、新しく弁護団に加わってくださった、張弁護士の紹介をお願いします。

東澤弁護士

新進気鋭の張界満（チャン・ゲマン）弁護士の紹介をします。張弁護士は、崔弁護士のお知り合いで、どうしても参加したいと云って参加してくれました。

張界満弁護士

在日朝鮮人三世で京都生まれです。ずっと日本で暮らしてきました。

この訴訟に加わるようになったきっかけは、日韓の仕事をしている関係で、韓国の事件を崔弁護士にお願いすることが多く、崔弁護士の方から、こういう面白いことがあるから見てみないかということで、第1回口頭弁論を見にいきまして大変興味を持ち、弁護団会議に参加させてもらいました。

特に私に何ができるかということでは、これから弁護団で相談して頑張っていきたいと思いますが、今後、みなさまの足手まといにならないように、頑張っていきます。

司会

山本さんは当会の副代表で、外務省との窓口になっていただいています。新しく開示された文書についての報告をお願いします。

山本直好さん

今日受取ってきたのは第2次決定の4月27日付のもので、約2000ページあります。内容は殆ど韓国で出版された、雑誌、報道資料用に外務省が流していた資料が主軸で、ガリ版、手書きのものです。これは国立公文書館（大蔵省が持っていた資料が全面的に移っている）で、すでに公開されているものです。

不開示が1点あり、「韓国の中の日本を告発する」これは極秘と書いてある。日韓条約締結直後、昭和40年10月4日 東欧「日韓会談におけるソ連の動向について」韓国側の資料と突合せをしてみる必要があると思う。今後、ひと月おき、ふた月おきにこういう文書が出てくる可能性がある。これらは私たちの会の財産であるが、これをホームページにアップするなど、どのように活用するかを考えていきたい。

このコピー代だけで15,000円ほどかかりました。開示期間は1ヶ月しかない、この間にもらわないと、あと、外交資料館で公開するまで待たなければならないということになります。役員会で相談しますが、また、カンパをお願いしなければいけない状況です。

古本晴英弁護士

今回開示されたのは、何次会談というようになっていますか。

山本さん

いえ、これだけの綴りです。38年、39年（1963、1964年）です。

小町谷弁護士

不開示の部分に何か書いてありますか。

山本さん

公にしないことを前提に提供された情報、極秘情報として提供されたものだ、ということで不開示です。

持橋多聞さん

アメリカ主導で日韓会談がおこなわれたので、ロシアが怒るからということでしょうね。

小町谷弁護士

韓国の文書には無いかもしれませんね。

東澤弁護士

黒塗りは一部ですね。日韓会談の文書ではないですね。

持橋さん

島根県議会の竹島問題の時、ちょうど韓国に行ったのですが、竹島はどうだと質問を受けた。韓国にしてみれば、我々のことを日韓会談の頃から勉強してきていると思われたのですが、実際には国会図書館で調べたものを飛行機の中でわか勉強した、というのが実情です。

李洋秀さん

韓国で公開された文書を1年半かけて、全36,000ページの10分の1ほどを、1人で翻訳したのですが、こういう会があるのは内容が知りたいわけですから、ホームページなどにアップしてもらいたいと思っています。

韓国日より「聯合ニュース」から

聯合ニュース (韓国語) 2007.5.2

太平洋戦争犠牲者遺族会と日帝強制連行韓国生存者協会は2日、ソウル竜山区遺族会事務室で記者会見を行って、誤った韓日協定を破棄・再交渉して太平洋戦争犠牲者補償基金の設立などを強力に促した。

これらの団体は、最近日本の最高裁判所が中国人強制連行被害者たちの戦後補償訴訟を棄却する裁判を下したことについて「今回の判決は、強制連行被害者が日本で裁判を通じて訴訟的な救済を受ける道が事実上途絶えた」として、このように要求した。

遺族会などは「日本司法府が、強制連行被害者たちの個人的補償要求を遂に受け入れない以上、被害者たちの補償問題を解決する方法は、現実的に韓日両国政府が韓日協定の太平洋戦争被害者部分を破棄して再交渉するとか、日帝時に労働者たちを強制動員して酷使した日本の関連企業と、国内の有償金受惠企業などが犠牲者補償基金を作る方法しかない」と主張した。

これら団体会員は補償基金設立などを促すために、来る21日から1ヶ月の全国徒步行進闘争に出る計画だ。日本最高裁判所は日中戦争当時、広島県西松水力発電所建設工事現場で、連れて行かれてこき使われた中国人犠牲者と遺族など5人が申請した被害者賠償訴訟に対して、去る4月27日会社側の強制動員事実は認めながらも「中日共同宣言(1972年)で中国人個人の賠償請求は、債権の自発的放棄により裁判でこれを行行使することはできない」と原告側に逆転敗訴の判決を下した。

最高裁判所はただ「請求の棄却と言っても、請求を実体的に帳消しさせることまでを意味するのではなく「裁判上に請求を申し立てる権利を喪失しただけと見なければならない」と日本の関連企業と関係者の自発的な被害者救済努力を異例的に注文した。

今回の判決は、近くは来る31日に判決を控えている名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の高等裁判所の判決と、国内被害者たちが日本政府と企業を相手に申請した一連の「戦後補償訴訟」に大きな影響を及ぼすことが憂慮されている。

チェ・ボンテ弁護士はこれに対して、「日本の最高裁判所の今回の判決で、関連企業などの被害者救済努力が必要だと指摘したことは、「これまで国内被害者たちが要求してきた補償基金設立と脈を一緒にするもの」と言いながら「韓日両国政府と関連企業は未払賃金と年金返還などを通じて補償基金をさっそく設立し、包括的な犠牲者救済に出なければならない」と指摘した。

事務局 だ よ り

韓国公開の韓日会談文書の 翻訳スタッフ大募集

当会の翻訳チームでは、韓国で全面公開された韓日会談文書の翻訳を始めていますが、スタッフ不足のため、まだ10分の1しか進んでいません。会談の内容を知りたい会員の皆さんはじめ、大勢の方々にも少しでも早く読んでいただくために、翻訳して下さる方を募集しています。

事務局までお電話ください。

無料！ 小集会でぜひご利用を！ 日韓会談の歴史的過程を伝える ビデオ アジアからの訴え

NHK制作・ETV特集「アジアからの訴え」（日韓会談を取り上げた番組、1992年、75分）は、韓国に取材し、「戦後補償」を求める運動を紹介しながら、「日韓会談」の歴史的過程を描き、戦後補償の請求権をめぐる攻防と、その結末について伝えています。

アメリカからの強い要請で日韓会談の決着を迫られたこと、支払われた5億ドルは、日本には「経済支援」、韓国には「戦後補償」と、双方にそれぞれ違った内容で「合意」と、締めくくっています。

事務局に10本のビデオテープ（VHS）の寄贈がありました。無料で差し上げますので、ご希望の方は事務局まで、電話でお申し込みください。

サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています

現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 1口1,000円、1口以上郵便振替口座 / 00820-7-102287
加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

緊急に裁判費用が必要です 会費納入とカンパのお願い

4月から、張 界満（ちゃん・げまん）弁護士が加わってくださり、弁護団はさらに強力な、7人体制になりました。

弁護士への着手金支払い、順次開示される文書のコピー代など裁判費用が緊急に必要です。

5月14日現在、会費を納入して下さった方は、

会員 156名中90名（57%）
サポーター会員 97名中49名（51%）

まだ、半数近くの方々が未納です。

至急お振込みくださいますよう、お願いいたします。

住所変更は、事務局へFAXで お知らせください

事務局ではニュースの発送を、郵送より割安なメール便を利用して、みなさまにお届けしています。

郵送の場合ですと、転居後6ヶ月は新住所に転送してくれますが、メール便ではそれができません。

住所、部屋番号等の変更がありましたら、お手数ですが、必ずFAXで、旧住所と新住所を事務局までお知らせください。

また、住所、誤記のために、ご迷惑をおかけしましたことを、お詫び致します。

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

（事務局）

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunso@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/